

令和7年2月20日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和7年2月19日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について諮問した結果、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 名 称 | 銀座みゆき通りクリニック |
| (2) 所 在 地 | 東京都中央区銀座七丁目2番4号 ムサン7ビル3階 |
| (3) 開 設 者 | 梶原 寛子 |
| (4) 指 定 取 消 年 月 日 | 令和7年2月21日 |
| (5) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第5号 |

2. 保険医の登録の取消

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 氏 名 | 梶原 寛子（57歳） |
| (2) 登 録 取 消 年 月 日 | 令和7年2月21日 |
| (3) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第2号 |

【行政処分に至った経緯】

当該医療機関は、平成29年5月22日から令和5年9月14日まで実施した計6回の個別指導を、正当な理由なく欠席した。さらに、個別指導を欠席する理由として提出された診断書について、発行元の医療機関に照会したところ、診断書の交付歴がないことを確認しており、また、体調不良による入院を理由として令和5年9月14日の個別指導を欠席するとしていながら、指導当日は当該医療機関において診療を行っていた。

以上のことから、個別指導を拒否したものと判断し、監査要綱第3の4に該当するものとして、令和5年11月29日から令和6年3月19日まで計3日間の監査を実施したが、いずれも正当な理由なく欠席した。さらに、令和6年3月19日の監査を欠席する理由として提出された診断書について、発行元の医療機関に照会したところ、診断書の交付歴がないことを確認しており、当該医療機関は、度重なる監査実施の通知にもかかわらず、

正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

【行政処分の主な理由】

1. 保険医療機関

開設者である梶原寛子は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

このことは、保険医療機関又は保険薬局の指定の取消を定めた健康保険法第 80 条に該当する。

2. 保険医

保険医である梶原寛子は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

このことは、保険医又は保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第 81 条に該当する。